

生駒市設計業務等成績評定活用基準

1 目的

この基準は、生駒市設計業務等成績評定要領（以下「成績評定要領」という。）に基づき成績評定を行った設計業務契約の相手方（以下「受託者」という。）に対し、成績評定要領第8条に定める設計業務成績評定の評定結果（以下「設計業務成績評定点」という。）又は管理技術者の評定結果（以下「管理技術者評定点」という。）を適切に入札制度に活用することによって受託者の正当な評価を行い、不良な受託者を排除することで委託業務の品質向上を高めることを目的とする。

2 設計業務の成績評価基準

この基準において、設計業務成績評定点又は管理技術者評定点に基づく業務成績評価（以下「評価」という。）は、次表のとおりとする。

設計業務成績評定点又は管理技術者評定点	評 価
80 以上	A
79～70	B
69～60	C
59～50	D
49 以下	E

3 入札参加停止措置

49 点以下（E 評価）の評価結果を受けた受託者は生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領の規定により、設計業務等成績評定結果通知書又は再通知書の通知日から3月間の入札参加停止措置が適用される。

4 入札参加資格等に関する制限

一般競争入札及び指名競争入札を実施する場合において、入札参加者及び管理技術者として必要な資格の一つとして下記要件を満たしていること。

- (1) 入札参加者は入札公告日又は指名通知日を基準として、過去 1 年間に設計業務成績評定点として 59 点以下（D 又は E 評価）の評定を受けていないこと（評定を受けた日とは設計業務等成績評定結果通知書又は再通知書の通知日とする。）
- (2) 入札に参加するため配置を予定する管理技術者は入札公告日又は指名通知日を基準として、過去 1 年間に 59 点以下（D 又は E 評価）の評定を受けていないこと。（評定を受けた日とは「設計業務等成績評定結果通知書または再通知書」の通知日とする。）

5 業務成績が優秀な者に対する表彰制度

業務成績が優秀な者に対する表彰制度は、別に定める。

6 その他

生駒市建設工事等資格審査委員会が業務の品質を高める上で必要と認める場合は新たな基準を加え、これを公表の上実施する。

附則

1 この基準は平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

2 この基準の（「3 入札参加停止措置基準」及び「4 入札参加資格等に関する制限措置基準」については、一般競争入札にあたっては公告日、指名競争入札にあたっては、指名通知日が平成 25 年 7 月 1 日以降の設計業務の成績評定結果を対象とする。